

# 電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン

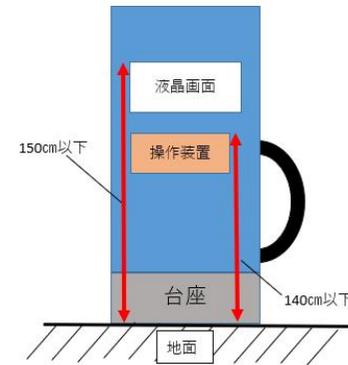
(経済産業省・国土交通省)

- ・ 「**充電インフラ整備促進に向けた指針**」(2023年10月、経済産業省策定)において、多様な利用形態の実現に向け、**不特定多数の方が利用する公共用充電施設**については、**ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応を進めること**とされた。
- ・ これを踏まえ、**経済産業省・国土交通省**において、**充電インフラ事業者・施設設置管理者・障害当事者団体へのヒアリング**等を行い、2024年8月に**標記ガイドライン**を策定した。
- ・ 今後、**関係団体、充電インフラ事業者、充電器メーカー、設置場所を管理する事業者等**に、ガイドラインに基づく取組を促す。

## 【ガイドラインの内容と重点】

- ・ 公共用施設において、車椅子利用者を含む多様な方の利便性やアクセス性確保に当たって考慮すべき**標準的な設計・設置、整備の内容**を示す。(段差や充電器の操作装置の高さ等)
- ・ 多くの施設での実現は難しいものの、**施設の事情に応じて考慮することが望ましい整備**の内容も示す。
- ・ ガイドラインは**急速、普通充電**といった**充電器の種別や施設の規模等の違いに関わらず参考**となる内容。
- ・ なお、実際の推進については、まずは**高速道路SA・PAや道の駅**といった**不特定多数が利用する急速充電器**を中心に**対応を促すこと**とし、より広範な施設における**対応を徐々に促す**。

## 【充電器本体の設計・設置について】



- **標準的な設計・設置内容**
  - ・ 地面から液晶画面等の上端までの高さを**150cm以下**
  - ・ 地面からの操作装置の上端までの高さを**140cm以下**等

## 【充電器周辺の整備について】

### ○標準的な整備内容

- ・ 少なくとも一つの区画は**有効幅を350cm以上**とする
- ・ 充電器の設置面と駐車区画との間に**2cm超の段差を設けない**
- ・ **衝突防止パイプ**を設置する場合、**80cm以上の間隔**を設ける
- ・ 舗装はできる限り**水平**とする

### ○望ましい整備内容

- ・ 奥行について、車椅子用リフト付福祉車両等の利用を想定した**乗降スペースを確保**
- ・ 屋外の駐車施設に**屋根等を設ける場合**には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した**必要な有効高さの確保**
- ・ 区画新設の際、建築物等から**できるだけ近い位置**に設置 等

## 【高速道路におけるバリアフリー改修の例】



改修前



改修後

## 【充電機器を後方に設置する場合】

